

第7章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

本史跡は指定範囲が断続して5地区に分かれており、その総延長も約4kmと広域にわたっています。保存管理にあたっては本史跡の特徴や各地区の立地条件、また社会環境等も考慮する必要があります。

これらを踏まえ、本史跡および周辺地域の保存管理の考え方を以下のとおり示します。

- ・ 本史跡の保存管理に影響を与える事象を把握できるよう、定期的なモニタリングを行う。
- ・ 本質的価値を継承するための維持管理を持続するとともに、遺構等の保存に悪影響を及ぼさない適切な現状変更を行う。
- ・ 街道周辺の環境・景観保全を行い、本史跡に対する悪影響の発生を抑制する。
- ・ 史跡指定範囲外の本史跡に密接に関わる要素の追加指定を検討する。
- ・ 文化財、歴史的価値が確認された要素は指定等の措置を講じる。

第2節 具体的な保存の手法

本史跡における保存管理については、見回りを定期的に行うなど維持管理を持続することが前提となりますが、要素ごとの方法を以下に示します。

(1) 本質的価値を有する諸要素

1) 街道

- ・ 現在行っている巡視や清掃、草刈りを継続する（石畳・一里塚も同様）。
- ・ モニタリング等により情報を集積し、遺構等の修繕等を検討する（石畳・一里塚も同様）。
- ・ 車両通行がある範囲は、現状と遺構保存との調和を図りつつ維持管理を行うとともに、必要に応じて車両の乗り入れ規制を検討する。
- ・ 沿道部の法面保護等周辺環境の保全を行う。
- ・ 史跡指定範囲並びに指定範囲外についても調査研究を行う。

2) 石畳

- ・ 活用面での観点から、補修等は必要最小限の範囲とする。
- ・ 沿道部の景観保護等周辺環境の保全に努める。
- ・ 残存している箇所は調査研究を行った後、適切な保存上の措置を行う。

3) 一里塚

- ・ 一部に土砂流出が見られるため、植栽の実施や立入防止柵の設置等を検討する。
- ・ 一部に獣害が確認されるため、獣害防止柵の設置等を検討する。

4) 石碑等

- ・ 石材カルテの作成等に努める。

(2) 本質的価値を有する諸要素以外の諸要素

1) 歴史的価値を有する諸要素（近代の石仏等）

- ・ 必要に応じて、石材カルテの作成等に努める。

- 2) 保存・活用に資する諸要素（案内看板、誘導サイン、ベンチ等）
 - ・適切な管理に努めるとともに、設置者等と協議し全体的な管理計画を策定する。
- 3) 調整が必要な諸要素（電柱、石畳風舗装、水道施設等）
 - ・既存要素の設置者や管理者の把握、調整についての把握と協議に努める。

（3）史跡指定範囲外の関連する諸要素

- 1) 歴史・景観に関連する諸要素（旧大湫宿、旧細久手宿、石造物等）
 - ・歴史的、文化的な価値等について調査研究を行う。
- 2) 保存・活用に資する諸要素（トイレ、休憩所、駐車場等）
 - ・継続的な使用が可能となるよう、借地等契約の維持に努める。

第3節 地区区分（各地区の現況）

第3章で述べたように本史跡は指定範囲が大きく5地区に分かれており、地区ごとに立地や社会環境等が異なることから、以下に各地区の保存管理状況等を記載します。

《鴨之巣～平岩地区》

- ・街道は洗掘、土砂崩れ等の危険性は低い。ただし、東部の秋葉坂では洗掘等が危惧され、周辺に多くの樹木が生育していることから倒木等も懸念される。
- ・長期的には一里塚の土砂流出の恐れがある。
- ・日吉町まちづくり推進協議会により清掃や草刈りが定期的に行われている。

《奥之田地区》

- ・長期的には一里塚の土砂流出の恐れがあり、最近は獣害も確認されている。
- ・日吉町まちづくり推進協議会により清掃や草刈りが定期的に行われている。

《琵琶峠地区》

- ・街道は、中央部～東部では洗掘等の危険性は低い、西部では洗掘や道路側溝の拡大が危惧される。また、近年は大雨時に側溝から水があふれるなどの事象が認められ、周辺に多くの樹木が生育していることから倒木等も懸念される。
- ・長期的には一里塚の土砂流出の恐れがある。
- ・大湫町コミュニティ推進協議会により清掃や草刈りが定期的に行われている。

《十三峠童子ヶ根地区》

- ・街道の一部に洗掘が認められ、過去に法面（路肩）の崩落が発生したことがある。また道路周辺に多くの樹木が生育していることから倒木等も懸念される。
- ・大湫町コミュニティ推進協議会により清掃や草刈りが定期的に行われている。

《十三峠地藏坂～炭焼立場地区》

- ・街道の一部に洗掘が認められ、周辺に多くの樹木が生育していることから倒木等も懸念され

る。また、西端部の地蔵坂付近では大型車両の通行が認められるとともに、道筋の変更が認められる部分もある。さらに、周辺にゴルフ場が位置していることからゴルフ場関連の工作物が複数認められ、指定範囲全体に本市の水道設備が敷設されている。

- ・長期的には一里塚の土砂流出の恐れがある。
- ・大湫町コミュニティ推進協議会により清掃や草刈りが定期的に行われている。

第4節 現状変更等の取り扱い

(1) 規制の概要

史跡を保護し適切に未来に継承するため、文化財保護法第125条では史跡指定範囲において、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」といいます。）をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないと規定しています。

また、第168条では国の機関（関係各省各庁の長）が現状変更等をしようとする場合は、予め文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならないことを定めています。

以下に①現状変更と、②保存に影響を及ぼす行為の概要を示します。

①現状を変更する行為

現状の物理的変更を伴う一切の行為を指します。

本史跡にかかわる現状変更の具体的な行為としては以下の行為が想定されます。

- 1) 掘削、切土、盛土等土地の形状改変を伴う行為
- 2) 樹木の伐採、移植、新規の植栽
- 3) 建築物や工作物の設備の新設、改築、撤去や移設
- 4) 上下水道、電気、水路等設備の新設、改修、撤去や移設
- 5) 発掘調査、史跡整備

②史跡の保存に影響を及ぼす行為

史跡そのものの物理的変更を伴うものではないものの、史跡保護の見地から将来にわたり支障をきたす行為を指します。

本史跡にかかわる具体的な行為としては、重機等の過度な通行による踏圧・振動を与える行為や、史跡指定範囲外（近接地）における立木の伐採による土砂の流入等が想定されます。

(2) 現状変更等の取扱方針

文化財保護法による規定により、現状変更等については大きく以下の3つに分けられます。

- ①現状変更等が認められない行為
- ②現状変更等の許可が不要な行為
- ③現状変更等が認められる行為（文化庁又は瑞浪市教育委員会の許可が必要な行為）

以下に各行為の方針について示します。

①現状変更等が認められない行為

史跡の形状（現状）や本質的価値を有する諸要素に改変を加える行為、史跡の価値を損なう行為については、原則として許可しないものとします。

②現状変更等の許可が不要な行為

文化財保護法第125条には、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合はこの限りでない（文化庁長官の許可を受けることを要しない）と規定しています。

以下に、それらについて具体的事例を用いて示します。

[1] 維持の措置の範囲

文化財保護法第125条ただし書について規定した、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則第4条に、文化庁長官の許可を受けることを要しない維持の措置について、以下のとおり記載されています。

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

具体的な事例としては以下の行為が想定されます。

【1 史跡のき損、衰亡時の原状復旧】

- ・一里塚が崩落・流失した場合に、元の形状に復旧する行為等（指定当時の原状に復する場合）

【2 史跡のき損、衰亡時の拡大防止】

- ・街道に溝やわだち等が生じた場合に、その拡大防止のため応急的に碎石等を充填する行為等
- ・法面等の崩落、もしくはその恐れがある場合に、土のう等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為等

【3 史跡のき損、衰亡部分の復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去】

- ・史跡の復旧が困難な規模の崩落等が生じた場合に、その土砂等を除去する行為等

[2] 非常災害のために必要な応急措置を取る場合

具体的な事例としては以下の行為が想定されます。

- ・地震、台風、豪雨、火災等の災害時の際の工作物等の被害箇所の応急措置、立入禁止柵や土留め杭等の設置、テントやプレハブ等仮設物の設置等

[3] 保存に影響を及ぼす行為における影響の軽微である場合

保存に影響を及ぼす行為であるものの、影響が軽微または史跡の保存に十分配慮されていると認められる場合で、具体的な事例としては以下の行為が想定されます。

- ・重機や大型車両の通行であっても、低速で振動等を抑えて通行する場合等

- ・野生動物の疫病発生等により、その拡大防止を図るための薬剤散布等

〔4〕現状変更等に該当しない行為

以下に記載した行為は、日常的な維持管理等であり現状変更等に該当しません。

【日常の維持管理等】

- ・清掃、イベント看板等の簡易な仮設物（掘削を伴わないもの）の設置・掲示、車での地道走行等
- ・街道に土砂が流れ込んだ場合に、その土砂を撤去する場合等（遺構の掘削を伴わない場合のみ）

【樹木等の維持管理】

- ・除草、剪定、枯木の伐採、倒木の除去、病害虫薬剤の散布等

【工作物の修繕等】

- ・掘削や色調変更を伴わない修繕、防腐剤の塗布、境界杭の取替え等

③現状変更等が認められる行為（瑞浪市教育委員会の許可が必要な場合）

文化財保護法施行令第5条第4項第1号の規定により瑞浪市教育委員会に許可等の権限が委譲されている行為を以下のとおり示します（これ以外の行為は文化庁の許可が必要）。法律の改正に伴って対象行為等が変更した場合は、随時対応します。

規定	行 為	要 件
イ	小規模建築物の新築、増築、改築	・階数が2以下、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のもの ・2年以内の期間を限って設置されるもの
ロ	小規模建築物の新築、増築、改築（用途地域内）	
ハ	工作物の設置、改修	・改修については、設置の日から50年を経過していないものに限る
	道路の補修、修繕	・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る
ニ	管理に必要な施設の設置、改修	・法第115条第1項に規定する管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	
ヘ	建築物等の除却	・建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る
ト	木竹の伐採	
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	

※「ロ」については、本史跡内は用途地域に指定されていないため適用ありません。

※「ホ」の設置については、地下の遺構に影響を与えない行為が要件です。

※「ホ」の改修については、掘削の際、設置の際に掘削した範囲を超えない行為が要件です。

※「ト」については、抜根を伴わない行為が要件です。

③現状変更等が認められる行為（文化庁の許可が必要な場合）

本史跡は地域住民の生活道路として利用されている部分も多く、また周囲には一定の管理が必要な山林等も広範囲に認められます。そのため、史跡指定範囲内で行う必然性、史跡に与える影響、史跡景観の保全等の観点から、一定の条件を満たした行為については現状変更を認めることとし、その取扱基準は以下の指針によります。

なお、現状変更等を計画する場合は、事前に（計画策定の段階）で瑞浪市教育委員会および本市の関係部局と協議することが望まれます。

<現状変更等が認められる行為の指針>

[1] 調査研究に伴う行為

史跡の性格究明や災害復旧、整備等のために必要と認められる発掘調査等を実施する場合。ただし、実施にあたっては年次計画を策定するとともに有識者の指導・助言を得ることとし、遺構等への影響を最小限に留めるよう配慮する。

[2] 保存管理または整備活用上必要な行為（保存活用上必要な行為）

史跡の保存管理または整備活用上必要と認められる整備・修繕や掘削を伴う工作物の設置、また安全確保や景観確保のための樹木の伐採、史跡の風致景観を阻害する要素の撤去・移転等を行う場合。ただし、実施にあたっては必要最小限の規模となるよう、また史跡の本質的価値への影響を最小限にするよう配慮する。

なお、植栽については、史跡の保存活用または景観の維持や向上のために必要と認められ、保存に影響を及ぼさないと判断される場合に認める。

[3] 公益上必要な行為

公益上必要な電気・水道管、その他これに類する工作物（インフラ）、および安全確保や防災のための設備等を設置・改修・復旧等する場合。ただし、実施にあたっては遺構等への影響を最小限に留め、また史跡としての景観等にも配慮する。

[4] その他

その他の現状変更については、行為の内容により許可の可否を判断する。ただし、近隣の居住者の日常生活や農林業等の生業、また森林の機能維持のために必要な行為等については、事前協議により調整を図った場合は原則として認める。

[留意事項]

- ・現状変更等に際しては、この他関係法令との整合性にも配慮するものとする。
- ・現状変更等に際して、事前に発掘調査を行い重要な遺構が確認された場合は、その保全を図ることを原則とする。

- ・工作物の色彩は黒系または茶系の景観色を基調とし、設置箇所や周囲の景観に調和するように配慮する。

上記までの共通事項に基づき、以下に構成要素ごとに具体的事例を示します。

《【A】本質的価値を有する諸要素》

種別等	現状変更の基準	備考
街道・石畳 一里塚 石造物等 茶屋跡等	・調査研究に伴う行為は許可する。 例：発掘調査・測量（杭の設置）等 ・保存活用上必要な行為は許可する。 例：遺構整備、石造物の転倒防止対策、 獣害防止柵の設置 等（※1）	街道のアスファルト舗装は、 ・琵琶峠地区では原則として許可しない。 ・その他の地区では保存活用に資する場合のみ許可する。

（※1）獣害防止柵の設置は、必要最小限の範囲と認める場合のみ許可する。

《【B - 1】歴史的価値を有する諸要素》

種別等	現状変更の基準	備考
石造物等	・調査研究に伴う行為は許可する。 例：石材調査 等 ・保存活用上必要な行為は許可する。 例：破損部の修復、転倒防止対策 等	

《【B - 2】保存・活用に資する諸要素》

種別等	現状変更の基準	備考
指定標柱等 石碑等 解説サイン等 ベンチ等 立入防止柵等 車止め等	・保存活用上必要な行為は許可する。 例：新設・更新・撤去 等	新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する。 新設は原則として許可しない。 新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する。 新設は基礎の掘削・打設が不要な場合のみ許可する。 新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する。

《【B - 3】調整が必要な諸要素》

種別等	現状変更の基準	備考
注意サイン等 電柱・水道管等 工作物等	公益上必要な行為は許可する。（※2） 例：更新・撤去 等 原則として撤去のみ許可する。（※4）	公益上必要な場合を除き、新設は原則として許可しない。（※3） 新設は許可しない。

（※2）水道施設の破損により緊急的かつ応急的な修繕を行う場合は現状変更の許可を要しない

が、掘削は原則として過去の掘削範囲に留めることとする。また、重機が街道を通行する場合は土のう等で養生することが望ましい。

(※3) 害獣等への注意喚起等、来訪者の安全確保等に資する行為は許可する。

(※4) 公益上の必要性が認められない工作物は撤去の場合のみ許可する(更新は許可しない)が、防球ネットの更新等、来訪者の安全確保等に資する行為で、かつ指針に沿う場合は許可する。

また、繰り返しとなりますが、現状変更等の許可を要しない行為については以下のとおりです(本節の99頁参照)。

種別等	行為の内容	備考
史跡のき損、衰亡時の現状復旧	一里塚が崩落・流失した場合に、元の形状に復旧する行為等	指定当時の原状に復する場合
史跡のき損、衰亡時の拡大防止	街道のわだち等に、その拡大防止のため応急的に碎石等を充填する行為 法面等の崩落、もしくはその恐れがある場合に、土のう等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為等	遺構の掘削を伴わない場合のみ
史跡のき損等部分の復旧が不可能な場合の当該部分の除去	史跡の復旧が困難な規模の崩落等が生じた場合に、その土砂等を除去する行為等	
非常災害のために必要な応急措置を取る場合	地震等の災害時の際の工作物等の被害箇所の応急措置、立入禁止柵や土留め杭等の設置、テントやプレハブ等仮設物の設置等	
保存に影響を及ぼす行為における影響の軽微である場合	重機や大型車両の通行であっても、低速で振動等を抑えて通行する場合等 野生動物の疫病発生等により、その拡大防止を図るための薬剤散布等	
現状変更等に該当しない行為	清掃、イベント看板等の簡易な仮設物の設置・掲示、車での地道走行等	仮設物の設置は掘削を伴わないものに限る
	街道に土砂が流れ込んだ場合に、その土砂を撤去する場合等	遺構の掘削を伴わない場合のみ
	除草、剪定、枯木の伐採、倒木の除去、病害虫薬剤の散布等	
	掘削や色調変更を伴わない修繕、防腐剤の塗布、境界杭の取替え等	

※許可権者の区分(文化庁・瑞浪市教育委員会の別)については本節の99～100頁参照。

◎現状変更等に係る許可申請の流れ

現状変更等に係る許可申請は、瑞浪市教育委員会の許可が必要な場合、文化庁の許可が必要な場合がありますが、いずれも瑞浪市教育委員会が窓口となります。

また、現状変更の許可を受けた後に実施期間（工期）を延長したり、計画内容を変更する場合は、期間変更届や計画変更書を提出して瑞浪市教育委員会または文化庁の承認を受ける必要があります。以下に現状変更等許可申請の手続きの流れを示します。

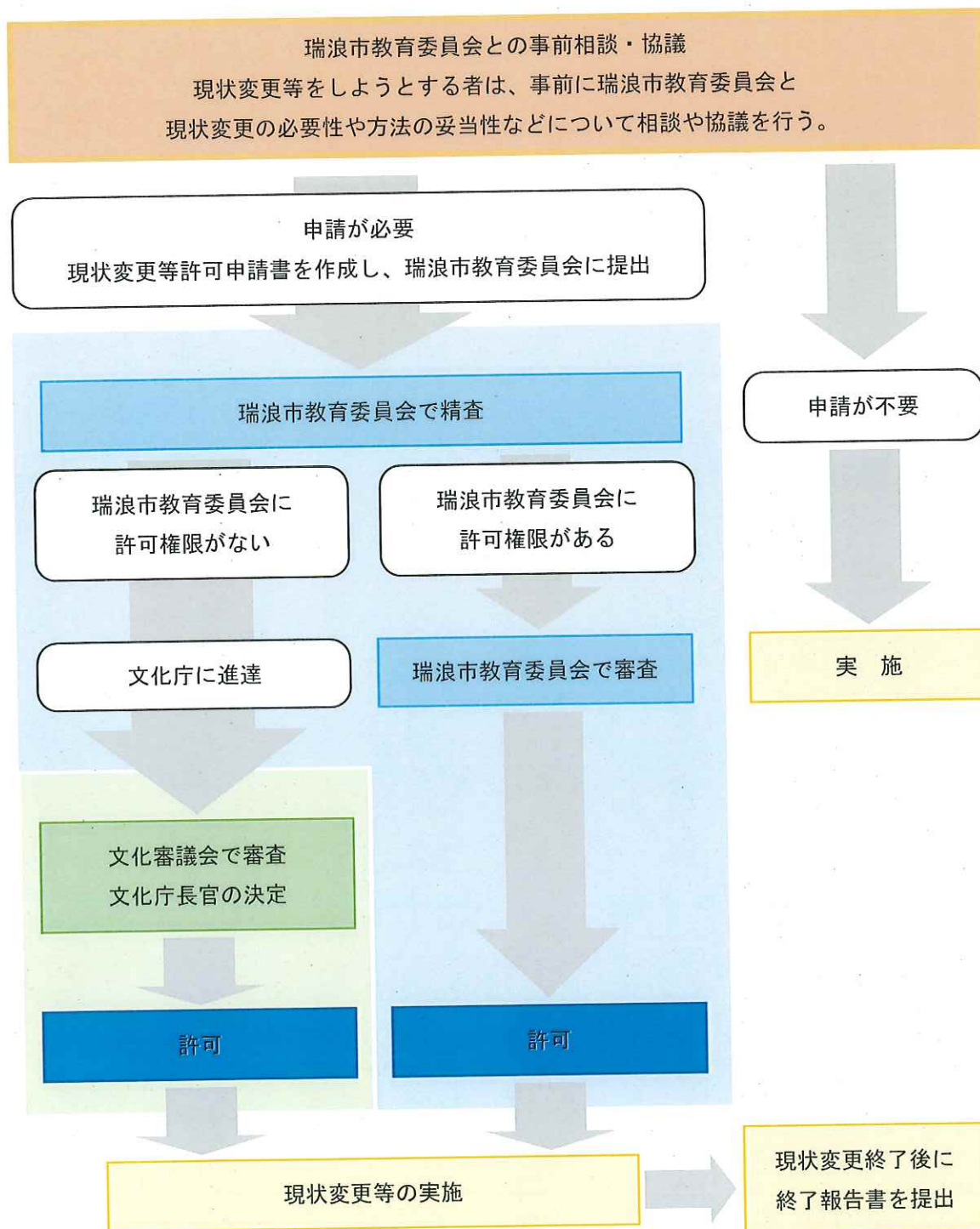


図 7 - 1 現状変更等許可申請の流れ

なお、これらは史跡の指定範囲内に適用されるものであるもので、周辺環境を構成する諸要素の保存・管理については、第3章に記載した関係法令等の遵守を求めるとともに、隣接地域で工事等を実施する場合は、史跡の景観に影響を与える可能性がある行為として教育委員会に事前協議を行うなどのシステムを構築することが有効と考えられます。

そして、これらシステムを構築した際には、ホームページ等で広報して認知度を向上させることが必要です。

また、琵琶峠については著名な景勝地でもあることから、道路に隣接する周辺区域等を名勝等として本市の文化財に指定することなども有効な方法と考えられます。

第5節 追加指定と公有化

本史跡は指定範囲外にも本史跡と密接に関わる要素が多く点在しています。

鴨之巣～平岩区間の東側に位置する街道や旧大湫宿周辺の街道、また十三峠地藏坂～炭焼立場区間の東側（釜戸町内）の街道はいずれもアスファルト舗装がなされているものの、道幅や道筋には大きな改変が加えられていないと判断され、周辺には石造物や茶屋跡・立場跡等も多く認められます。さらに、釜戸町内の観音坂と呼ばれる区間は過去に地道整備を実施した区域でもあります。

今後、中山道の一体的な保存・活用を図るためには、これらの区域の追加指定を行うことが望ましいと考えられますが、これらの区域の大部分が県道あるいは市道に認定されていることから、所管部署や団体との協議等、指定に向けて必要な調整を進めます。

なお、本史跡は大部分が道路という特質を有することから、本史跡の土地所有は本市および財産区有地であり、公有化は達成されていると判断されます。

追加指定を目指す区域も大部分が岐阜県・本市・財産区有地であると想定されますが、個人等の所有地が含まれる可能性もあることから、その場合は追加指定に伴って公有地化を検討します。

第6節 方法

これら現状変更等の取り扱い基準を有効に用いるには、上記手法の広報に努めるとともに遵守を求めることが必要です。また平常時はもとより災害時の対策も考慮した体制の構築およびマニュアルの作成等が有効と考えられることから、将来的にはそれらの構築・作成を検討することとし、詳細は第10章（運営・体制）に記載します。

第8章 活用

第1節 方向性

本史跡は指定範囲の総延長が約4km・5地区という広範囲にわたりますが、通行止めの区間や有料の区間等は設定されておらず、誰もがいつでも気軽に訪れることができます。

また、来訪者を対象とした観光ボランティアガイドも組織されており、ウォーキングイベント等も継続的に開催されています。しかし、一方で歴史学習の場としての活用が期待できるガイダンス施設（史跡の価値や歴史を知るための施設）は設置されていません。

多くの方に本史跡に来訪していただき、その価値や魅力を知っていただくことは本史跡への関心と愛着を醸成し、この関心と愛着が今後のさらなる活用の推進や保存にもつながっていくと考えられます。したがって、「多くの方が史跡中山道を訪れ、中山道を知る仕組みをつくる」ことを方向性として、以下にその方法を検討します。

第2節 方法

「多くの方が史跡中山道を訪れ、中山道を知る仕組みをつくる」ためには、観光や教育、情報発信等様々な観点から方法を検討することが必要と考えられます。『瑞浪市第6次総合計画』においても、「中山道を活用した観光連携イベント（観光）」、「郷土の歴史や文化に親しむための普及活動の充実（文化・芸術・文化財）」「情報などの分かりやすい提供（情報共有）」等の施策・事業が記載されており、『瑞浪市教育振興基本計画』は「夢・生きがい・誇りを育む 瑞浪の教育」を基本理念とし、「子どもから高齢者まで市民全員が、教育の様々な過程において、地域への愛着や誇りを育む教育を推進」することとしています。

これらの計画も踏まえ、以下に具体的な方法を示します。

（1）学校教育との連携

中山道が多くの子どもたちに郷土の誇りとして認識されるよう、体験学習等の推進を目指します。以下に想定される取り組みを示します。

1）ふるさと学習・社会見学

- ・子どもたちが中山道を訪れ、現地を見て歴史や魅力等を知る。

2）出前授業

- ・本市の担当者等が学校を訪れて、中山道の歴史等を解説する。

3）その他の学校行事

- ・中山道のボランティア清掃等を行う。
- ・教員が研修等で中山道を訪れ、現地で歴史等を知る。
- ・写生授業等で子供たちが中山道を訪れる。

（2）生涯学習との連携

学校教育と同様に、多くの市民に郷土の誇りとして認識されるよう、歴史講座や様々な体験講座の推進を目指します。次頁に想定される取り組みを示します。社会人を対象とした講座を開催することでボランティアの育成にも資すると考えられます。

1) 歴史講座等の開催

- ・多くの市民が中山道を訪れ、現地を見て歴史や魅力等を知る。

2) 出前授業

- ・本市の担当者等が生涯学習講座等で中山道の歴史等を解説する。

3) その他の生涯学習行事等

- ・中山道のボランティア清掃等を行う。
- ・写生や写真撮影コンテスト等で多くの市民が中山道を訪れる。
- ・博物館等で関連資料の展覧会を開催する。また歴史資料等を収集・調査する。

(3) 観光振興

来訪者の中には、往時の面影や周辺の景観等を見て、楽しむことを目的とする方たちも多くみられます。多くの方に中山道を歩き、見て、触れていただけるよう、今後もイベントの継続、活発化（現行イベントの改善や新規イベントの開催）等を目指します。以下に想定される取り組みを示します。

1) イベントの開催

- ・中山道往来等のウォーキングイベントを継続・活発化する。
- ・瑞浪市指定民俗文化財「大湫神明白山神社例祭・山車行事」（註1）を継承する。
- ・オオクテツクルテ（註2）等、ものづくり・飲食イベント等を継続・活発化する。

2) 様々な団体等との連携

- ・高校や大学等の団体との連携（イベント企画・開催への協力）を図る。
- ・様々なイベントの開催に際して近隣自治体や博物館等との連携を図る。

3) 観光情報の充実等

- ・老朽化した案内サインの更新・修繕等を図る。
- ・多言語による案内サインを設置、パンフレットを制作する。
- ・観光案内ボランティアの体制強化を図る。

4) アクセス・便益施設等

- ・ガイダンス施設の設置を検討する。
- ・現在の駐車場、トイレ等を適切に維持・管理する。
- ・現アクセス方法の充実、電動アシスト自転車等の新規アクセス方法を検討する。
- ・立木の伐採や展望施設の設置等を検討する。

※当該取り組みは、庁内の関係部局や関連団体等と十分に協議・調整を行う。



写真 8 - 1 大湫神明白山神社例祭
・山車行事



写真 8 - 2 中山道往来

(4) 情報発信

より多くの方に「ぜひ中山道を訪れたい」と感じていただくため、本市のホームページや広報紙を核として情報発信を強化するとともに、イベントの開催等に際しては簡易で（利便性が高く）で正確・最新、かつ分かりやすい情報の提供に努める必要があります。以下に想定される取り組みを示します。

1) 情報提供方法の多様化

- ・印刷物とともに SNS やアプリによる情報提供等、媒体の多様化を目指す。
- ・多言語化での情報発信、ユニバーサルデザインの導入等を目指す。
- ・アクセス方法や便益施設の位置等、細かな情報の提供も検討する。

(5) 史跡周辺地域の活用

本史跡の指定範囲外ではあるものの、本市内には大湫宿や細久手宿、二つ岩等往時の面影を伝える景観、また歴史を示す石造物等が多数存在しています。これらは本史跡を活用するために重要な要素であると考えられることから、本史跡に準じて活用を図ることが求められます。以下に想定される取り組みを示します。

1) 宿場の景観保全

- ・既存建物や工作物の維持や修景を目指す。
- ・建物の新築や工作物を新設する際は周囲の景観に配慮した仕様を目指す。

2) 歴史的価値等の調査

- ・街道や建造物、石造物等の文化財・歴史的価値を調査し、その価値が確認された場合は文化財指定等の措置を講じる。

3) 史跡に準じた活用等

- ・本市の中山道の特徴や魅力を広報するため、本市内全体の中山道を対象としたイベント、他の自治体等と連携したイベント開催を検討する。
- ・イベント開催に際しては、旧大湫宿の丸森や新森、旧細久手宿の大黒屋等とも連携を図り、宿場の歴史や魅力等を伝える。
- ・本節の(1)～(4)の事業等を実施する場合は、史跡範囲外の諸要素も史跡範囲内の要素に準じて取り扱う。

【註】

- (1) 大湫神明白山神社例祭・山車行事は大湫町の神明神社・白山神社の合同祭礼で、毎年10月の第一日曜日に開催されます。祭礼当日は山車や神輿が町内を巡行し、多くの関係者や観光客で賑わいます。
- (2) オオクテツクルテは、東濃地域に在住する若手陶芸家等を中心とした物販・飲食イベントです。上記の大湫神明白山神社例祭・山車行事と同日に開催されることもあります。

第9章 整備

第1節 方向性

第3章第4節等に記載したように、本史跡の指定範囲は歴史の道整備活用推進事業により一通りの整備が完了していることから、原則としてはその維持を図ることが求められます。しかし、地区によっては解説サインの情報が現状とは異なっている、あるいは路面の洗掘が認められるなど、今後修繕や再整備が必要な箇所も認められます。

本史跡は歴史的な価値を有する街道であるとともに、地域住民にとって必要不可欠な生活道路となっている区間も多くあることから、整備や修繕にあたっては遺構の保護や歴史性の尊重とともに社会環境や利便性等にも配慮した工法等を検討する必要があります。地域住民からも愛され、誇りとされる中山道を目指し「史跡としての価値を守り、生活とともにある中山道」を方向性として、以下にその方法を検討します。

第2節 方法

「史跡としての価値を守り、生活とともにある中山道」を実現するためには、史跡の破損状況等の情報を地域住民と共有するとともに、安全確保や利便性向上、景観の維持・向上のため積極的に情報収集を行うなど、様々な取り組みを行うことが必要と考えられます。

第5章第3節（83～85頁）では、整備上の課題を「保存のための整備」と「活用のための整備」に分けて整理しましたので、この整理にもとづいて以下に具体的な方法を示します。

（1）情報共有

1）情報の収集と共有

- ・ き損等の収集情報の一元管理（市役所内の連携強化）
- ・ 収集情報に対する対応、地域からの要望事項等の情報共有（地域住民との連携強化）

（2）保存のための整備

1）き損・衰亡箇所の拡大防止と修繕等

- ・ き損、衰亡箇所の随時修繕を行う。

※特に、街道の洗掘により通行に危険を伴うと判断される区域については、活用上の課題ともなることから可及的速やかな修繕に努める。令和4年（2022）3月時点では、第一に十三峠童子ヶ根地区ならびに同地藏坂～炭焼立場地区、次いで琵琶峠地区において修繕が必要と判断される。

- ・ 必要に応じて、耐久性の高い素材の境界杭への更新を検討する。

2）本質的価値の調査等

- ・ 一里塚の土砂流失対策等の新規整備や再整備が必要な場所等を把握し、構成要素ごとに整備方法（工法等）の情報収集を行う。
- ・ 再整備に備えて石造物の石材調査、石畳の旧来・復元石材の判別資料作成、茶屋跡等の発掘調査等に努め、その情報を蓄積するとともに公開する。
- ・ 計画的な整備・再整備を実施するため、整備基本計画の策定を目指す（計画策定に際しては、必要に応じて他の自治体とも連携する）。

※整備基本計画策定前であっても、以下のような対策が求められる場合は、関係部局とも調整を図ったうえで適宜検討する。

- ・ 獣害防止柵等の設置等
- ・ 石造物の盗難・転倒防止対策等
- ・ 遺構の保護や眺望景観確保のための立木伐採等

3) 調整が必要な要素の撤去等

- ・ 調整が必要な要素の撤去・移設が困難な場合は、修景（植栽による目隠しを含む）を検討する。
- ・ 調整が必要な要素の撤去・移設が可能な場合は、その方法等随時調整を行う。

4) 景観保全等

- ・ 景観・環境保全のため、周辺地域を別途文化財に指定することを検討する。

(3) 活用のための整備

1) ガイダンス施設・便益施設等

- ・ ガイダンス施設の設置を検討する（既存建物の活用を含む）。
- ・ ボランティアガイドの拠点確保に努める。
- ・ 解説サインや案内サイン等の状況を確認して新設・更新・修繕等を図る。
- ・ 関係部署や団体等と協議を行い、解説・案内サイン等更新計画を策定する（必要に応じて他の自治体とも連携する）。
- ・ 更新や修繕等に際してはデザインや色調の統一を図る。
- ・ 新設や更新、修繕等に際してはデザインや色調の統一を図る。

2) その他の施設等

- ・ 必要に応じてトイレやベンチ、展望施設等の修繕・改修等を検討する。
- ・ 眺望確保や施設維持のため周辺の立木伐採等を検討する。

3) 史跡へのアクセス

- ・ サイクルスタンドの設置やサイクルステーションの整備等を検討する。

※大湫の丸森は、（一社）岐阜県観光連盟によるサイクルステーションとしても機能しており、工具・ポンプが備えられている。

第10章 運営・体制の整備

第1節 方向性

本史跡は本市の貴重な宝であり、適切に維持・管理し、また活用等を図るためには瑞浪市教育委員会のみならず、瑞浪市役所の市長部局、さらには地域住民等との協働が必要と考えられます。

これを推進するためには、本計画の第7章第7節で述べたように、平常時はもとより災害時の対策も考慮した体制を構築することが有効と考えられます。行政と地域住民等の協働により中山道を保護することを目指し「まちぐるみでまもり、伝える中山道」を方向性として、以下にその方法を検討します。

第2節 方法

「まちぐるみでまもり、伝える中山道」を実現するためには、瑞浪市役所内での体制整備、市民協働の体制整備に加え、専門家の指導を得ること等も必要と考えられます。また、一定の体制を構築した後に、これをマニュアル化することも有効と考えられます。

以下にその具体的な方法を示します。

(1) 瑞浪市の体制整備

1) 保存管理

- ・現在、関係各課が実施している日常的な維持管理は各課において継続するとともに、収集した情報を瑞浪市教育委員会スポーツ文化課に提供する。
- ・本史跡について新規に対応が求められる事象が発生した場合は、瑞浪市教育委員会スポーツ文化課が調整の主体となり、関係各課と綿密な連携をとって実施する。
- ・災害時には、関係各課が必要な措置を講じる。この際、現状変更等の許可申請が必要な行為を行う場合は速やかに瑞浪市教育委員会スポーツ文化課と協議を行う。なお、現状変更等の許可申請が不要な場合でも、実施した措置について瑞浪市教育委員会スポーツ文化課に情報を提供する。

2) 活用

- ・現在、関係各課が開催しているイベント等は各課において継続し、活発化を検討する。また、中山道を活用したイベントを企画する場合は、開催日時等を瑞浪市教育委員会スポーツ文化課に情報提供し、可能な場合は来場者数の実績数値等も情報提供する。
- ・学校教育や生涯学習との連携については、瑞浪市教育委員会スポーツ文化課が主体となり、関係各課との情報共有や事業提案を推進する。
- ・ボランティアガイドの育成については、担当課が推進を図るとともに瑞浪市教育委員会スポーツ文化課が協力する。
- ・工作物の設置等については、計画段階で瑞浪市教育委員会スポーツ文化課と協議を行う。

3) 整備

- ・史跡の指定範囲内の整備については、瑞浪市教育委員会スポーツ文化課が調整の主体となり、関係各課と綿密な連携をとって実施する。
- ・史跡の指定範囲外の中山道に係る整備（便益施設の設置や立木の伐採等）は、計画段階で瑞浪市教育委員会スポーツ文化課と協議を行う。または必要に応じて瑞浪市教育委員会ス

スポーツ文化課が調整の主体となり、関係各課と綿密な連携をとって実施する。

(2) 市民協働の体制整備

1) 保存管理

- ・現在、様々な団体が実施している日常的な管理（草刈り等）については、可能な限り団体において継続し、必要に応じて瑞浪市教育委員会スポーツ文化課に情報を提供する。
- ・新規に対応が求められる事象が発生した場合は、瑞浪市教育委員会スポーツ文化課が協議の窓口となり、関係各課と綿密な連携をとって対応する。

2) 活用

- ・現在、様々な団体が開催しているイベント等は可能な限り団体において継続し、活発化を検討する。また、中山道を活用したイベントを企画する場合は、開催日時等を瑞浪市教育委員会スポーツ文化課に情報提供し、可能な場合は来場者数の実績数値等も情報提供する。
- ・工作物の設置等については、事前に（計画段階で）瑞浪市教育委員会スポーツ文化課と協議を行う。

(3) 有識者等との体制整備

保存管理、活用、整備等においては、必要に応じて専門的な知見に基づく指導・助言を受けることが必要と考えられます。本市には条例に基づいて瑞浪市文化財審議会が設置されている他、岐阜県では「文化財エキスパートバンク」(有識者の派遣体制)が整備されていること等から、これらの制度の活用を図って有識者の指導・助言を得ます。

また、文化庁や岐阜県にも随時指導・助言を仰ぐとともに、将来的には行政や有識者、地域住民、関連団体から成る〔(仮称)中山道保存活用委員会〕を組織すること等も想定されます。

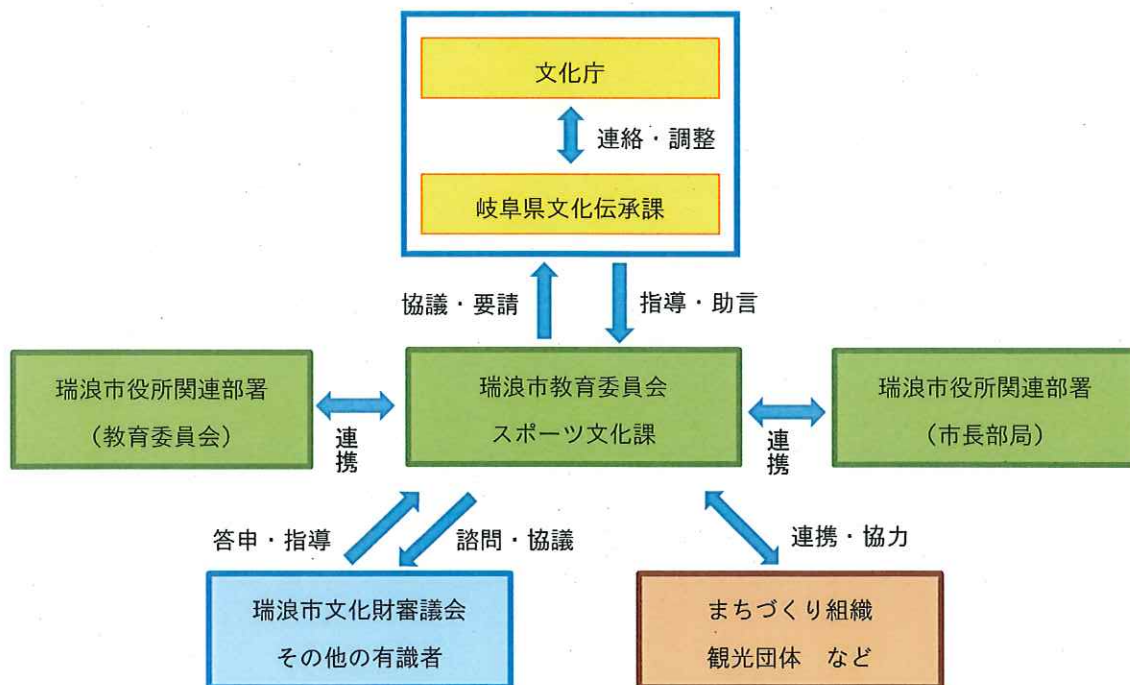


図 10 - 1 事業推進体制イメージ

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 方向性

第7章～第10章に記載した各項目の方向性・手法については、第1章第5節に記載したように、令和4年（2022）4月をもって開始するものとし、令和13年度（2031）末までの10年間を計画期間として達成を目指します。しかし、社会環境の変化等によって達成が困難となった場合は、その後の期間に達成を目指します。

第2節 方法

達成目標を、短期（5年以内）、中期（10年以内）に分けて期間内の達成を目指し、以下に項目別の一覧を記載します。なお、社会環境の変化等により、期間の途中で達成が困難と判断された項目は、長期（11年以上）区分に変更することとします。

項目		短期 (2022～2026)	中期 (2027～2031)	備考
●基本事項				
調査・研究	文献調査、発掘調査 等			随時実施
体制整備	関連部局・団体との連携 等			達成後継続
●維持管理				
経過観察	経過観察・カルテ作成 等			達成後継続
一里塚対策	獣害防止柵の設置 等			
解説サイン等	解説サインの修繕 等			
手続き周知	現状変更等の基準周知 等			達成後継続
●活用				
他団体との連携	学校教育との連携			達成後継続
	生涯学習との連携			達成後継続
観光振興	イベントの開催			随時活発化を検討
	多言語パンフレット作製 等			
	ボランティア体制強化 等			
	アクセス方法の充実 等			
	ガイドンス施設設置検討			
情報発信	媒体の多様化 等			随時検討・実施
史跡周辺地域の活用	歴史的価値の調査 等			随時実施
	他の団体等との連携			随時検討

項目			短 期 (2022 ～ 2026)	中 期 (2027 ～ 2031)	備考
●保存・整備					
情報共有		関連部局との情報共有 等			体制確立後は継続
保存 整備	遺構修繕	洗掘箇所の修繕 等			
	再整備等	一里塚の土砂流失防止 等			情報収集等は前期
	管理施設	侵入防止柵の更新 等			随時実施
		解説サインの更新 等			多言語化含む
	不要構造物	調整を要する要素の撤去 等			
	景観保全	新規文化財指定 等			
活用 整備	便益施設等	ボランティア活動拠点確保 等			
		案内サインの更新 等			
	アクセス	アクセス方法検討 等			検討は前期
	眺望	ビューポイントの整備 等			
●運営・体制の整備					
体制整備	瑞浪市役所内部				体制確立後は継続
	民間協働				マニュアル化含む
	有識者 等				
●その他					
追加指定		追加指定			
計画の策定	整備基本計画の策定				
	次期保存活用計画の策定				

第12章 経過観察

第1節 方向性

第7章～第10章に記載した各項目については達成状況を定期的に観察するとともに、その結果に応じて目標期間の見直しや計画の改善等を図ることが求められます。

その頻度や具体的な手法について以下に示します。

第2節 方法

本史跡は本市が管理団体に指定されていることから、瑞浪市教育委員会スポーツ文化課が中心となって、自己点検による経過観察を行うこととします。

点検項目については「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」に掲載されている自己点検チェックシートを参考に、毎年度末（1年に1度）に実施することとし、必要に応じてチェック項目を追加するなどの措置を講じます。

史跡中山道 自己点検票					
実施日	令和 年 月 日	記入者			
項目	実 施 例	取り組み状況			
		未実施	計画中	取組済	備考（現状、成果等）
保存管理に関する こと	保存活用計画に基づいて実施されているか				
	本質的価値について十分把握できているか				
	中山道の継続的な調査研究は行われているか				
	史跡等の劣化状況等に係る調査はされているか				
	災害対策は十分されているか				
	日常的な維持管理はされているか				
	現状変更取り扱い基準は遵守されているか				
	追加指定に向けた取り組みがなされているか				
	地域住民や関係機関等との連携は図られているか				
	(適宜追加)				
公開活用に関する こと	保存活用計画に基づいて実施されているか				
	学校教育や社会教育との連携が図られているか				
	ボランティアの育成が図られているか				
	周辺文化財や他の観光資源とのネットワークが構築・機能しているか				
	サイン施設は適切に設置されているか				
	サイン施設は最新の情報となっているか				
	(適宜追加)				

整備に関する こと	保存活用計画に基づいて実施されているか				
	史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか				
	史跡の価値を理解し、学習できる場となっているか				
	遺構等に影響がないように整備されているか				
	整備後の経過観察は適切に行われているか				
	活用を意識した整備が行われているか				
	多言語に対応した整備が行われているか				
	整備により良好な史跡景観を実現できたか				
	(適宜追加)				
運営体制に関す ること	運営については適切に行われているか				
	職員の適切な配置等、体制の充実が図られているか				
	地域住民等との連携・協働が図られているか				
	文化庁や県との連携が図られているか				
	庁内他部署との連携が図られているか				
	(適宜追加)				
計画策定に関す ること	保存活用計画の見直しは実施されているか				
	整備基本計画は策定されているか				
予算に関する こと	保存管理、整備活用、運営体制に必要な予算確保はなされているか				